

長野県銃砲刀剣類登録審査委員の委嘱（任命）について

文化財・生涯学習課

長野県銃砲刀剣類登録審査委員として、次のとおり委嘱（任命）するものとする。

委嘱（任命）委員 6 名

(50 音順、敬称略)

氏 名	公益財団法人 日本美術刀剣保存協会・役職等	備 考
あかはね あきら 赤羽 章	長野県南支部 支部長	再 任
いわむら しげたか 岩村 茂孝	長野県南支部 副支部長	//
おおわ やすみ 大輪 安實	長野県南支部 会員	//
たきざわ ときひろ 滝沢 辰洋	長野県北支部 支部長	//
たなか だいさく 田中 大策	長野県北支部 副支部長	//
ながわ としかつ 中川 利勝	長野県北支部 事務局長	//

任期：令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日から令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日まで

設置根拠

【銃砲刀剣類所持等取締法】

第 14 条 都道府県の教育委員会は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

3 第 1 項の登録は、登録審査委員の鑑定に基づいてしなければならない。

【銃砲刀剣類登録規則】

第 2 条 法第 14 条第 3 項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

【長野県銃砲刀剣類登録審査委員の定数、任期及び身分に関する要綱】

第 2 委員の定数は、6 人以内とする。

第 3 委員の任期は、2 年とする。